令和２年　第１回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日　時　　令和２年　３月２７日
　　午前１０時００分
場　所　　やまなみ苑　会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合　　議会　議　長　　吉　田　良　子
　　副議長　　片　岡　　格

会議に出席した議員（１０名）

１番議員　中　野　睦　子	２番議員　高　島　久美子
３番議員　清　水　　茂	４番議員　片　岡　　格
５番議員　木　戸　隆一郎	６番議員　阿　部　計　一
７番議員　印　部　久　信	８番議員　吉　田　良　子
９番議員　木　場　　徹	１０番議員　谷　口　博　文

会議に欠席した議員（０名）

管理者	洲本市長	竹内通弘
副管理者	南あわじ市長	守本憲弘
会計管理者	洲本市会計管理者	岡田浩成
事務局長	洲本市生活環境課長	中田博文
事務局次長	南あわじ市環境課長	廣内繁一
事務局課長		山田孝文

事　務　局　長　　みなさん、おはようございます。只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合定例会の開会をお願い申し上げます。それでは吉田議長よろしくお願いいたします。

議　　長　　おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本組合議会定例会に提出されております案件については、後刻管理者から説明があります。議員各位には慎重ご審議をいただき、適切妥当な結論を賜りますようお願いを申し上げて開会のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。それでは管理者からのご挨拶を伺うことにいたします。管理者よろしくお願いいたします。

管　　理　　者　　はい、議長。失礼いたします。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。令和２年第１回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわりませず、ご参集いただき、心から感謝申し上げます。さて、本日ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は先日ご送付申し上げましたように、条例案件が２件、令和元年度一般会計補正予算、令和２年度一般会計予算でございます。何卒慎重且つ適切なご審議を賜りまして、ご賛同下さいますようにお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。何卒どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。本日は洲本市議会での組合議会議員選挙後初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者、および事務局職員を紹介いたします。洲本市議員より紹介をいたします。中野睦子議員、高島久美子議員、清水茂議員、片岡格議員、木戸隆一郎議員。続きまして南あわじ市議員を紹介いたします。阿部計一議員、印部久信議員、木場徹議員、谷口博文議員。以上で議員の紹介を終わります。

次に管理者洲本市長竹内通弘さん、副管理者南あわじ市長守本憲弘さん、会計管理者洲本市会計管理者岡田浩成さん、事務局長洲本市生活

環境課長中田博文さん、事務局次長南あわじ市環境課長廣内繁一さん。次に、事務局課長山田孝文さん、事務局職員古川剛康さん、事務局職員森崎栄広さん、以上で紹介を終わります。

それでは、只今から令和２年第１回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。

議員の出席状況を事務局から報告お願いいたします。

事務局次長　議長。

議長　事務局。

事務局次長　報告いたします。只今の議員の出席状況は、出席１０名であります。当組合の議員定数は１０名であり、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しております。

議長　只今事務局から報告がありましたとおり、定足数に達しておりますので会議は成立いたしております。

本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読させます。事務局。

事務局次長　はい、議長。失礼します。それでは朗読いたします。

令和２年第１回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程

令和２年３月２７日

日程第１　議席の指定について

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　会期の決定

日程第４　議案第１号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第２号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合事務局の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第５　議案第３号　令和元年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）について

日程第６　議案第４号　令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について

以上でございます。

議　　長　　それでは只今から議事に入りたいと思います。

日程第１　議席の指定について。議席は組合議会会議規則第３条の規定により、議長において指定いたします。

只今ご着席のとおりに定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。さように指定いたします。

次に、日程第２　会議録署名議員の指名をいたします。

２番　高島　久美子　議員

７番　印部　久信　議員

この両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第３　会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日１日といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって今期定例会は本日１日と決定いたしました。

今期定例会に管理者より提出された案件は既に配布されておりますが、本日追加させていただきます日程表及び議案等を只今より配布させていただきます。

（追加資料配布）

議　　長　　資料の配布漏れはありませんか。配布漏れがなければ、追加日程を事

務局に朗読させます。

事務局次長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局。

事務局次長　　失礼いたします。

追加日程第１　選挙第１号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長選挙について

追加日程第２　議案第５号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任について

以上でございます。

議　　長　　朗読が終わりました。お諮りいたします。ただいま朗読いたしました日程を追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって只今朗読しました日程を追加することに決しました。

それでは、追加日程第１選挙第１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の選挙についてを議題といたします。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

議　　長　　それでは会議を再開いたします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦にすることに決しました。お諮りいたします。議長において指名することにしたいと

思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。それでは指名いたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に、片岡格議員を指名いたします。お諮りいたします。只今議長において指名いたしました片岡格議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって只今指名いたしました片岡格議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に当選されました。只今当選されました片岡格議員が議場におられますので本席より告知いたします。それでは副議長のご挨拶を伺うことといたします。

４　番　議　員　　失礼します。只今議員各位のご推挙をいただきまして、副議長という要職に就かせていただくことになりました片岡と申します。よろしくお願いいたします。今後、吉田議長とともに議会及び議会運営がスムーズに運びますように皆さん方のご協力をよろしくお願いいたしたいと思います。誠に簡単ですが、ご挨拶と代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは次に、日程第４議案第１号及び議案第２号の２件を一括議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、管理者。

管　理　者　　失礼いたします。議案第１号及び議案第２号につきましては、事務局からご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　はい、議長。それでは、議案第１号及び議案第２号について説明申しあげます。

まず、議案第１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。本件は地方公務員法に規定する均衡の原則に基づき職員に支給する給与の見直しを行うため所要の条例改正を行いたく提案するものでございます。この内容は昨年の８月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、住居手当の改正を行うとともに国家公務員の給与制度を基本として地域手当及び勤勉手当の見直しを図るほか給与水準の適正を図るため、本年４月から１２月までの間、行政職給料表の適応を受ける４級以上の職員を対象として給与月額の１００分の１.５を減ずる処置を講じるもので附則においてこの条例の施行日を令和２年４月１日と定めるものでございます。

次に、議案第２号洲本市・南あわじ市衛生事務組合事務局の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。本件は事務局に配置する職員の職及びその職務を改定するものでございます。この内容は新たに施設長の職を追加し、その職務を定めるとともに、班長及び運転手の職を廃止するもので附則においてこの条例の施行日を令和２年４月１日と定めるものでございます。以上で議案第１号及び議案第２号の説明とさせていただきます。何卒慎重ご審議賜りましてご決定いただきますようお願い申しあげます。以上でございます。

議　　長　　事務局より説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見はございませんか。谷口議員。

１　０　番　議　員　　議案第１号についてお尋ねするわけですが、地域手当ちゅうのはこのへんよ、今回今までよ、あのゼロや思とんのよね。今回のよ、地域手当を改正するよ、理由ちゅうのはなんなんですか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　はい、議員おっしゃられるように前回の議会において、地域手当を当分の間支給しないというふうな改正をしたところなんですけれども、この支給の方法がこれまで一律に５パーセントというふうなことで設定をしていたんですが、附則で支給しないとしていたんですけど、全国的には各地域の等級に応じた支給方法に変わってきておりまして、それにやはり合わしていく必要があるということで今回改定させていただいたところでございます。なお、本事務組合の所在する地域におきましては地域手当を支給する対象とはなっていないところでございます。以上でございます。

１０番議員　　はい、議長。

議　　長　　はい、谷口議員。

１０番議員　　支給手当の支給はゼロベースでいっきょるねんね。将来的には地域手当いうかよ、局長言よったように５パーセントから３なり１.５なりゼロにしてきてよ。南あわじ市のようにね、関東の方に長期間行くときにはよ、そういう方々に地域手当的なもんは支給してましたよね。ほんで、この組合もよ、そういうふうなどっかへよ、それは都心部の方へよ、行かれる方がおって今回改正しょんのでなしに、あくまで今後のために改正しょるいうだけのことなんですか。これは洲本市も南あわじ市も同等ように改正をしたということでよろしいですか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　洲本市、南あわじ市におきましては、議員おっしゃられるように当初の目的の中で当然そういう国の制度に合わせるとともに、いわゆる市外への長期の出向によって、そちらの地域の生活状況に合わせた地域手当を支給すべきというところから設定されておると思うんですけれども、本事務組合におきましては先程も申し上げたように派遣の可能性は、今の現状ではあまり考えられない状況なんですけれども、やはり地域によって等級が変わってくれば支給もしないといけない。その率

については国に沿ったような形で支給すべきであろうということで事前の改定を行うものでございます。

議　　長　　谷口議員。

１０番議員　　ちなみによ、この当地の支給地はどれを想定されとるんですか。７等地になんの。

事務局長　　はい、議長。

議　　長　　事務局。

事務局長　　今、１級地から７級地までの区分になっております。その中で当地におきましては位置付けられていません。今県下で言いますと、神戸市が４級地、それから尼崎、伊丹、三田が５級地、明石、赤穂が６級地、姫路、加古川、三木が７級地という形になります。時代の情勢によって変化もしてこようと考えておるところでございます。

１０番議員　　わかりました。

議　　長　　他に質疑ございませんか

９番議員　　議長。

議　　長　　木場議員。

９番議員　　議案第２号のことでお尋ねいたします。今回、班長、運転手をなくして施設長を位置付けするとお聞きしたんですが、今現場の勤務体制は何班でやってるんですか。

議　　長　　事務局。

事務局長　　施設管理の方でいきますと、４班体制となっておりまして、現状では

班長を定めてはいないのですが、各班に正規職員なり南あわじ市さんからの派遣職員を２名程度配置しながら責任もって業務を回していただいているところです。

９　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、木場議員。

９　番　議　員　今の話を聞きますと、４班でずっと２４時間回しているということなんですが、これは今の話から推測すると誰か現場にですね、班ごとに今まであった班長が必要でないかと私は思うんですが、なぜ必要でないんですか。

議　　長　　事務局。

事 務 局 課 長　　４人４班で運営しとるんですけれども、級によりまして班長を設置するということではなく、班の代表ということで責任もってやるということで、正規職員の方で配置しながらやっております。

議　　長　　木場議員。

９　番　議　員　　施設長よりも現場の班長の方が必要やと私は思うんで。特に機械とか、燃やしよるわけやからは、誰か責任がおるような格好の方が何かと仕事がしやすいように思いますけども、その考えはないんですか。

議　　長　　事務局。

事 務 局 課 長　　班長の位置付けが４級あたりになってきますので、まだ若い正規職員おりましてそこまでに上がってこないということで、責任をもってその正規職員が資格等を取得しながら、班のことを処理していくということでやっております。

議　　長　　木場議員。

９　番　議　員　　ぜひ作って欲しいと思います。要望しておきます。

１０番議員　　はい、議長。

議　　長　　谷口議員。

１０番議員　　これね。令和２年４月から施行されるよ、同一労働同一賃金ちゅうかよ、そういうからみでよ、今回の改正をしょんのかなという思いがあんねけどよ。そういうふうなよ、この４月から施行されるよ、法に基づくようなやつでこれ、非正規の方々のやな、給与をよ、上げるのをよ、阻止するようなよ、こういうふうな条例改正でもないんけ。これはどないしよんのよ。結局は、今回はこの施設長が運転手を削るというような条文が書いてあんねけどよ、このへんはこの４月から施行されるよ、その法律によ、関連して改正されとるんですか。まず、それについてお尋ねいたします。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　法律というのは、会計年度任用職員のことでしょうか。

１０番議員　　非正規の、まあそういうことよ。

事務局課長　　法律によってということではなく、この運転手につきましては、今班のなかで全員対応で、ローテーションでやっておりますので特別にこの運転手ということを指定する必要はないかなということの削除でございます。先程答弁させていただきましたとおり、４級から班長ということになりますので、今後それを下げていくのかどうか検討してまいりたいと思います。

議　　長　　はい、谷口議員。

１０番議員　　本来この趣旨いうたらよ、非正規の方々の賃金アップを目論んでお

るというように私は捉えとるわけやけど、ほやけどよ今回よ、そういうふうなことをよ、抑止する方向にこういうふうな条例をよ、改正しよんのだったら私はいかがなものかなと思う。ほんでね、当然よ、非正規の方々のよ、賃上げもよ、この後のことでなんぼか賃上げしよるんやと私は理解しとんけんどよ、ほんでその辺をね、大手企業はこの４月１日から中小は次年度の令和３年からやねんけど、このへんずっと調べとったらね、かなりこの法律によってやな、雇止めであったりとか非正規の方々のやな、身分が損なわれていくんではないかなという懸念があんねけんどよ、この組合においてはよ、非正規の方々のよ、身分をしっかりと担保してやっていく方向でいっきょんのだ。それだけ確認したいんです。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　当然議員がおっしゃられるように身分もきっちりとやっていく改正でありまして、その会計年度任用職員制度につきましても、非正規職員が半年更新であったものが、１年間というかたちで改善を行っておるところでございます

議　　長　　はい、谷口議員。

１０番議員　　ほんだら正規職員と非正規職員の数よ。ほれとよ、ほれから賞与ちゅうかよ。基本給を下げたりとか賞与、まあここまでにしときます。支給ちゅうのはどのような方向で考えておるんですか

議　　長　　事務局。

事務局課長　　給与を下げるとか。

１０番議員　　正規非正規の数だけちょっと教えてください。

事務局課長　　会計年度は９名で、あと１２名が正規で９名が非正規です。

１０番議員　　もう一つの質問次の質問よ。給与下げたりとか賞与の関係よ。

事務局課長　　給与下げたりというふうな改正は一切ございません。賞与につきましては、正規職員につきましては給与条例等に則りまして支給いたしております。会計年度任用職員今回改正するんですけど、それにつきましても期末手当支給される予定です。

議　　長　　他に質疑ございませんか。片岡議員。

４番議員　　改めて２号について伺いたいと思うんですけれど、今いろいろとお話がありました中でね、今回条例を改正して施設長を置くことになった理由についてもう一度説明いただけますか。

議　　長　　事務局。

事務局長　　当施設につきましては平成７年に建設した施設でございます。そんな中、老朽化も進んでおる。修繕費もいろいろとかさんできておるという中で、突発的な修繕も含めて施設を統括的に管理する立場として、施設長という立場を置きたい。当然、事務局に係る最終的な判断につきましては事務局長、事務局次長より指示を行いまして、行うこととなりますんで、あくまでも施設において一定の権限を持って管理をいただくというふうな立場で必要というふうに判断し、施設長を提案させていただいております。

議　　長　　片岡議員。

４番議員　　一応基本的にはこの施設の管理者が責任者ですわね。全体の中で。今までは管理者の命を受けて事務局長が基本的には事務全体を進めていっていると。それを、補佐するのが事務局次長であったというふうに思うわけです。その下のランク、階層としたら下になるかもしれないけれど、そこに施設長という新たに置くわけですよね。これはどなたか兼務するんですか。新たな雇用に繋がるんですか。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　兼務するかどうかという話はまだ今判断する問題ではないんですけど、ただ施設の管理として施設長を置けば、私の考えとしては、課長は兼務でいいのかなと思っておるところです。施設長として相応しい人物、職員であれば一定の権限をもっていただいた上で施設を管理いただくというふうに思います。

議　　長　　片岡議員。

４　番　議　員　　その今言われた役職を務める為にはなんらかの資格みたいなものはいるんですか。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　今現状では、資格という縛りは設ける予定はしておりません。

議　　長　　片岡議員。

４　番　議　員　　班長については先程説明がありました。班を４班に分けて作業をやっているというなかで、誰かが統括してなかったらいかん部分あるかと思うんですけれど、もう一つは運転手という業務も削除しますわね。これは今までは運転手というのは、職上は運転職務に専念するということですけれど、作業車の運搬であるとかそういう類の業務に専念されていた方やと思うんですけど、それを廃止するということはその業務は無くなったというふうに、それとも誰かが代わりをするのかそのへんはどうなんですか。

議　　長　　事務局。

事 務 局 課 長　　昔は、運転手という職務の人を置いて、運転を専属にやっておったんですけれど、２４時間運転になりまして各班でローテーションしながらやっていく職務の一環としてすべての人間が４トンダンプの灰の搬

出なんですけれども、それを担当していくということでその運転手という職を置く必要もなくなってきたということで、今回の削除ということで。全員がその運転する業務をあたります。

４　番　議　員　　わかりました。

議　　長　　よろしいですか。他に。木場議員。

９　番　議　員　　さっき聞き洩らしてんけど、班長は管理職手当は出とるんですか。班長手当。

議　　員　　事務局。

事 務 局 課 長　　班長につきましては、どういう表現したらいいかわかりませんけど班の代表という形で、それにつきましては管理職手当というのは対象ではございません。

９　番　議　員　　出とるの。

事 務 局 課 長　　出ていません。

議　　長　　木場議員。

９　番　議　員　　辞令は、班長という辞令は出とったんですか。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　今ちょっと説明であったんですけど、班長という職を任命したことはないという現状でございまして、今まで班長という職は置いてません。置いてないなかで階層上設置条例では置いてたんですけど、そういう必要性がないという判断のもと今回削除さしていただくことを、提案させていただいております。

議　　長　　木場議員。

９　番　議　員　　班長は無くてもその班で責任あるものがおるということで理解してよろしいか。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　はい、そのとおりでございます。

議　　長　　谷口議員。

１　０　番　議　員　　班長いうやつがよ、特殊勤務手当的なもんでよ、サポートしとったいうことも無いということやね。

議　　長　　事務局。

事　務　局　課　長　　当然、特殊勤務手当は班長に関わらず現場で作業している全員に当たります。

議　　長　　谷口議員。

１　０　番　議　員　　わかっとんねん。全員に特殊勤務手当ていうのは支給しょんのだあけんどよ、班長といういうようなよ、立場の人間にはよ、そういう特殊な、基本給でなしによ、手当的なもので厚遇しとったわけでもないということやね。

議　　長　　事務局。

事　務　局　課　長　　そうです。

議　　長　　他に質疑ございませんか。別になければ質疑を終結いたします。

日程第４議案第１号及び議案第２号を個別に採決いたします。お諮りいたします。議案第１号について、原案どおり可決することにご異議

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第１号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りいたします。議案第２号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議ありとのことですので、挙手によって採決を行いたいと思います。まず、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議　　長　　反対の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議　　長　　賛成多数によって本議案は可決することといたします。議案第２号は原案どおり可決されました。

次に、日程第５議案第３号令和元年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　管理者。

管　理　者　　失礼いたします。議案第３号令和元年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）につきましては、事務局の方からご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事 務 局 次 長　　議長。

議　　長　　はい、事務局。

事 務 局 次 長　　失礼します。それでは、議案第３号令和元年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）につきましてその提案理由をご説明申し上げます。補正予算書の１ページをお開き願います。第１条でございますが、予算の総額を歳入歳出それぞれ１千２万円追加し３億９千２４２万６千円とするものでございます。事項別明細によりご説明申し上げますので、４ページをお開き願います。まず歳入でございますが、５款繰越金１項繰越金１目繰越金について、前年度繰越金１千２万円を増額し総額１千２万１千円といたしております。これにつきましては、前年度の繰越金確定によるものでございます。

次に、歳出のご説明を申し上げますので６ページをお開き願います。２款総務費１項総務管理費１目一般管理費について９９１万６千円を追加し、２目清掃施設費について１０万４千円追加して総務管理費の総額を３億９千８２万４千円とするものでございます。その内容といたしましては、１目一般管理費の１９節負担金補助及び交付金の退職手当組合普通負担金を４１万６千円増額しております。２５節積立金に９５０万円、施設整備基金でございます。２目清掃施設費の１９節負担金補助及び交付金に１０万４千円の増額、人事院勧告等による派遣職員人件費負担金の増額でございます。以上議案第３号令和元年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）の提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上適切なるご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見はございませんか。はい、木場議員。

９　番　議　員　　７ページの施設整備基金挙がっとるんですけど、今いったいいくらあるんですか、現状。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　今回の９５０万円を足しまして、４千２９０万円の基金残がございます。

議　　長　　木場議員。

９　番　議　員　　これは名のとおり修繕とか施設の改善の為に使っていくということでよろしいですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　そのとおりです。雷とかで思わぬコンピュータ設備がダウンした時には相当な金額がいるということで積み上げております。

議　　長　　木場議員。

９　番　議　員　　炉は今何年で、あとどれぐらい耐用年数があるんですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　現在、平成７年に炉を作ったわけでございますが、南あわじ市との統合の時に炉の本体の所は基幹整備ということで、平成２４年、２５年２か年で行っております。２５年から５、６年使っておるんですけど、毎年炉の方は４、５千万円程度費用をかけながら、部分部分補修を行いながら運転しております。

議　　長　　よろしいですか。他に質疑はございませんか。特になければ、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第３号については原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第３号は原案どおり可決されました。

次に、日程第６議案第４号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。

管　理　者　　議長。

議　　長　　管理者。

管　理　者　　失礼いたします。議案第４号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算につきましては、事務局より説明させますのでよろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局。

事務局長　　議案第４号令和２年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について説明申し上げます。説明に入る前にすでに提出させていただいております一般会計予算書の一部に錯誤がございました。その錯誤の正誤表をお手元にお配りさしていただいております。誠に申し上げませんが、ご確認いただきたいと思います。

それでは説明に入らせていただきます。予算書の１ページをお開きください。第１条では歳入歳出予算の総額を４億９０１万９千円と定めております。第２条では地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度、方法、利率及び償還の方法は、第２表地方債によると定めております。第３条では地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の最高額を１千万円と定めております。

まず、歳出について説明申し上げますので１０・１１ページをお開きください。１款議会費１項議会費１目議会費４０万４千円ですが、この内訳は１節報酬３５万４千円、９節交際費１万円、１０節需用費

２万６千円、１１節役務費１万４千円となっております。１２・１３ページをお開きください。次に、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費３千２１８万８千円ですが、この内訳は１節報酬２５１万３千円、２節給料１千４２万７千円、３節職員手当等５９４万円２千円、４節共済費３８７万９千円、以上合計２千２７６万１千円につきましては、管理者、副管理者及び会計年度任用職員１名への報酬と正規職員３名への人件費となっております。８節旅費１６万４千円、９節交際費１万円、１０節需用費２８万円、１１節役務費８０万３千円となっております。１４・１５ページをお開きください。１２節委託料９９万円、１３節使用料及び賃借料３４万１千円、１８節負担金補助及び交付金５８３万９千円につきましては退職手当組合にかかる負担金などとなっております。２６節公課費１００万円は公害防止法に基づく汚染負荷量賦課金でございます。次に２款総務費１項総務管理費２目清掃施設費３億７千５２２万６千円ですが、この内訳は１節報酬２千３６万５千円、２節給料１千９３８万１千円、３節職務手当等１千５９９万６千円、４節共済費１千３２万３千円、以上合計６千６０６万５千円につきましては会計年度任用職員８名への報酬、正規職員６名の人件費となっております。１６・１７ページをお開きください。８節旅費７８万５千円、１０節需用費９千７４６万８千円は焼却炉内の消耗品費及び光熱費、薬品費などとなっております。１１節役務費２８万９千円、１２節委託料４千８０７万９千円は焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に掛かる委託料などとなっております。１３節使用料及び賃借料６４０万２千円、１４節工事請負費１億２千６３０万円は焼却炉や空気加熱器等の施設補修のための工事費でございます。１８・１９ページをお開きください。１５節原材料費２０万円、１８節負担金補助及び交付金２千９５９万３千円、これは大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金及び派遣職員人件費負担金などとなっております。２６節公課費４万５千円でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げますので６・７ページをお開きください。１款分担金及び負担金１項分担金１目分担金２億１千４２５万６千円は構成市の組合運営費分担金となっております。次に、２款使用料及び手数料１項手数料１目ごみ焼却手数料１億２千６５０万円はごみ焼却に係る手数料となっております。次に、３款財産

収入１項財産運用収入１目利子及び配当金並びに次の５款繰越金１項繰越金１目繰越金につきましてはそれぞれ単位収入として１千円を計上しております。８・９ページをお開きください。次に、６款諸収入１項受託事業収入１目ごみ焼却処理受託事業収入４２０万円は淡路広域行政事務組合からの可燃性残渣焼却処理受託事業収入でございます。次に、６款諸収入２項組合預金利子１目組合預金利子は単位収入として１千円を計上しております。次に、６款諸収入３項雑入１目雑入１０６万円は洗車場管理に係る費用などなっております。次に、７款組合債１項組合債１目組合債６千３００万円でございます。なお、２２ページには地方債の現在高に関する調書を、さらに２３ページないし２５ページには給与費明細書をそれぞれ添付いたしておりますのでご参照をお願いいたします。以上で議案第４号の説明を終わります。何卒慎重ご審査を賜りご承認くださるようお願い申し上げます。

議　　長　　事務局からの説明が終わりました。本件についてのご質疑はございませんか。はい、谷口議員。

１０番議員　　１３ページと１５ページの会計年度任用職員についてよ。１３ページの方では報酬として１名で２４３万５千円ちゅうのが載されとんねんけどよ。この方ちゅうのは年齢ちゅうかよどういうことをされとるんか。この１名。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　１目であげておりますのは事務の補助ということで４０代女性でございます。事務の補助とトラックスケール等の集計業務等を担っております。

議　　長　　谷口議員。

１０番議員　　ほんで結局はこの２４０何万ちゅうのは、ここから引かれたらよ、支給総額がこういう理解でよろしいんやね。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　そうですね。支払いのうち報酬分がこの金額になっておりまして実は通勤に係る費用につきましては８節の旅費の中に通勤に係る費用弁償という形で計上させていただいております。以上の合計ということになっております。

議　　長　　谷口議員。

１０番議員　　１５ページのよ、会計年度任用職員この８名で２千３６万５千円か。このへんの年齢構成ちゅうのはどのようになっとんのですか。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　上は５５歳から下は３２歳です。

議　　長　　谷口議員。

１０番議員　　いずれも男性。

事務局課長　　男性です。

議　　長　　はい、谷口議員。

１０番議員　　この方々のよ、給料の昇給ちゅうかよ、そのへんはよ、どのように。年間正規職員と同等のような賃上げちゅうのはあるんですか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　これらの職員につきましても、給料表を定めておりまして定期的に昇給をしていくような形にしております。

１０番議員　　議長。

議　　長　　はい、谷口議員。

１０番議員　　ほんでね、歳出の総務費がよ、４ページの総務費が２千６６１万増えとるちゅうんは、大半がよ、この、増えてますわな総務費で。２千６６１万円よ。このへんの増額の主なものは何なんですか。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　それは１４節の工事費の１億２千６００万円というところで２千万円ほどの増額となっております。

１０番議員　　もう一回言うて。何が増えた。

事務局課長　　１４節の工事費です。工事費で１億２千６００万円ほど計上させていただいておるんですけど、そこの増が大きな原因だと思います。

議　　長　　よろしいですか。はい、谷口議員。

１０番議員　　工事費ちゅうのは、主にどういう工事をされとるんですか。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　１７ページです。１７ページで焼却炉内整備工事からずらずらと７件の工事を今回予定しております。

議　　長　　他に質疑ございませんか。阿部議員。

６番議員　　１５ページ。確認したいわけですが、会計年度任用職員が８名ちゅうのは、今まで臨時とか雇っていたものをこういう形で、会計年度任用職員というふうにしたわけですか。

議　　長　　はい、事務局。

事 務 局 課 長　　おっしゃるとおりです。

議　　長　　はい、阿部議員。

６　番　議　員　　会計年度任用職員というのは、任期は１年というふうに聞いてたわけですがその点はどうですか。

議　　長　　はい、事務局。

事 務 局 課 長　　おっしゃるとおり１年更新でございます。

議　　長　　はい、阿部議員。

６　番　議　員　　ということは、来年度はこの８名の会計年度の職員については年度年度採用試験をするということですか。

議　　長　　事務局。

事 務 局 課 長　　おっしゃるとおりです。

６　番　議　員　　はい、わかりました。

議　　長　　よろしいですか。他に質疑ございませんか。木場議員。

９　番　議　員　　予算書の６ページになるんですが、使用料及び手数料の焼却手数料が１千９００万増えとるんですけど、この理由について説明お願いします。

議　　長　　事務局。

事 務 局 課 長　　これにつきましては、前年度に議決いただきまして、手数料を改定しております。前年度半年間１１５円ということで。今年度は１年間

ずっと１１５円徴収するということで増になります。

議　　長　　はい、木場議員。

６　番　議　員　　もう一点。今の手数料のことで聞くわけなんですが、事業系と一般家庭からの手数料いうのは差があるんですか。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　手数料につきましては、やまなみ苑に直接持ち込みの分でございまして、特に家庭からのごみと事業所からのごみの区別はしてなくて、持ち込みはすべて同一金額となっております。

９　番　議　員　　高いんけ安いんけ。

事　務　局　長　　１０キログラム１１５円になっております。家庭も事業所も同じです。

議　　長　　木場議員、よろしいですか。他に。阿部議員。

６　番　議　員　　１３ページ。通勤に係る費用弁償の７万４千円ですか、少ない金額なんですが、通勤に係る費用弁償とはどういう意味なんですか。

議　　長　　事務局。

事 務 局 課 長　　会計年度職員に対する、今までであると通勤手当ということで、手当で支給しておったんですけれど、今回は旅費のところで費用弁償という形で計上すべしということでここに計上させていただいております。会計年度任用職員にかかる通勤手当です。

議　　長　　阿部議員。

６　番　議　員　　通勤手当やったら通勤手当。費用弁償やないはずやけども。通勤に

係る費用弁償いうたら結局通勤費ということですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　通勤費ということです。これは、洲本市も南あわじ市もこういうふうな指導の下にこの８節に置くべしということで通達がありまして、そういうふうに対応しております。

６　番　議　員　　はい、わかりました。

議　　長　　よろしいですか。はい、谷口議員。

１０番議員　　関連で一応お尋ねすんねけんどよ、今言よった９名の方のよ、会計年度任用職員のよ、通勤に係るあれにしたら、これ一人け。これ一人の通勤手当け。了解。分かりました。誤解してました。

議　　長　　印部議員。

7　番　議　員　　１７ページの１４節の工事請負費ですが１億２千６００万円のこの項目がありますが、これの金額入れてくれますか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　上からですけども、６千３００万円、次が１千７００万円、送風機が３７０万円、電気設備ですけれども１千２００万円、ごみクレーンは１千２１０万円、次が９９０万円、井水送水整備が８６０万円を想定しております。

議　　長　　印部議員。

７　番　議　員　　それがね。これ今年度の単年度のものと継続性のあるものどないなってます。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　これは単年度なんですけれども、送風機等につきましては毎年同じような形で整備しております。焼却炉内も部分部分で区切りまして毎年点検の結果を次年度に部分補修で毎年発生する件数です。

議　　長　　印部議員。

７　番　議　員　　特に焼却炉内の整備が、６千３００万円を毎年毎年、単年度で工事区間を区切ってやっとる言うんですが、これは毎年やっとるということは全部回るのに何年周期で回っとるんですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　全部回るというのは、表現的にはどうかと思うんですけど、火の強いところと、弱いところで傷みの進みが違います。火の強い所は１年２年で交換していったり、また奥の方にいきますと、火が弱いんで５年も７年ももつとかそういうふうなことです。分かりやすくなんですけど、全体で３７０平米ぐらいの内壁の耐火物の面積がありまして、今回はそのうちの４５平米程度を修理するということです。それを、各年ずっと回りながらこれぐらいの金額をかけながら毎年毎年やっていくと、そういうことです。

議　　長　　印部議員。

７　番　議　員　　まあこれ聞っきょったら、ざっと８年に１回ぐらいの割合でいくと。その場合、炉自身がよ、作った時によ、８年周期ぐらいで毎年６千３００万円もかけていかんといかんような炉であったものか、使いよってこうなったものか、どないなのか。当初作った時から毎年こういうことはありますよという前提のもとでこれは作っとるんですか。

議　　長　　事務局。

事 務 局 課 長　　おっしゃるとおり、５千万６千万円ぐらいの補修費ですけれども、傷みが激しい部分発生してきまして、それを整備しながら健全にもたして次の年を迎えると、そういうような形でローテンションでやっております。

議　　長　　印部議員。

７　番　議　員　　これ我々もそういうことはまったく素人なんですが、当初作ったときにこういうことですよということで作ったのと、それ以上の設計とかそれ以上のものを作っておった場合、こういうことは無しにいけるというか、する回数は少なくて金額が少ないいうような方法もあったんですか。どうなんですか。これは。

議　　長　　事務局。

事 務 局 課 長　　こういうプラントを管理している所はどこでもそうやと思うんですけれども、耐火物でありますとか、耐火物でもレンガと簡単に言いますとモルタルの吹付けの部分でありますとか、ブロック状の粘土状のものを打ち込み施行のものでありますとか、いろいろあります。それらはすべて消耗していくと考えております。火に当たって減っていくものもあれば膨張して膨らんでくる箇所もあります。どこのプラントでも毎年焼却炉についてはやっております。

議　　長　　印部議員。

７　番　議　員　　そうなってきますと、単純にいうたら焼却手数料以上のものが、工事請負と委託料に掛かっていっきょるわけですわね、１億２千万ぐらいの焼却手数料で、それを維持管理するのにもろもろの総務費的なものは除いて委託料と工事請負費だけでも、１億７千万円ぐらいのお金が掛かっていっきょるわけやな。ちょっと話変わっとるですけど、将来的に淡路一本になった場合よ、焼却場作った場合よ、やっぱり毎年これぐらいの補修していかんと維持、運営はできらんのですか。このごみ焼却炉ちゅうものは。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　私の経験から施設の規模にもよりますけども、ここより大きい施設あればこれより高く、小さい施設であればこれより少ないんですけれど、必ず毎年焼却炉の方は手を入れております。

７　番　議　員　　終わっておきます。

議　　長　　他に質疑ございませんか。片岡議員。

４　番　議　員　　何点かお尋ねしたいと思います。まず会計年度任用職員について少し伺いたいと思うんですけど、現在この職場の職員数は何名ですか。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　２１名です。

４　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、片岡議員。

４　番　議　員　　そのうち、正規の職員が９名、嘱託が７名と臨時職員が２名で、予算書の中で予算費用の給料等出てますわね。もう３人が、南あわじ市からの派遣職員というふうに聞いてるんですけど。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　おっしゃるとおり、南あわじ市さんからの派遣職員は３名であります。

議　　長　　片岡議員。

４　番　議　員　　その方々の給料は、予算書には出てますわね。派遣職員３名、１９ページに予算出てますわね。これって派遣職員てどんな仕事されてるんですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　現場で、４班の中に組み込ませて頂いて、班の中で現場の運転管理の方の仕事をやっております。

議　　長　　片岡議員。

４　番　議　員　　通常その派遣ということは、身分は南あわじ市の職員ということですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　おっしゃるとおりです。

議　　長　　片岡議員。

４　番　議　員　　ということは、その方々の給料はここで払っているようになってるんですわね。歳入としては南あわじ市からやまなみ苑の組合には入らないんですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　歳入というか、こちらで派遣頂いておるんので、こちらですべて払っております。

議　　長　　片岡議員。

４　番　議　員　　普通、派遣される場合はその自治体等がその人件費等の費用をもつという僕認識でおったんですけど、そうでないわけですよね。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　派遣の年度年度で派遣協定を結びまして、その中で支払いは事務組合にあるというふうなところで、事務組合の方から支払っております。給与でありますとか、扶養手当でありますとかその固定費につきましては、南あわじ市の方から支払われて、最終的にこの１９節の派遣職員人件費負担金ということで組合の方から南あわじ市の方に一括で返すというふうな形でございます。

議　　長　　片岡議員。

４　番　議　員　　もう一点だけよろしいか。歳出のところで、１５ページ。負担金補助及び交付金ということで、川向地区協議会費ということで５万円計上されてますわね。これ予算書見たら毎年同じ金額で計上されてますけれど、この協議会はどういうメンバーで構成されてるんですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　これは名目は協議会費なんですけども、これは町内会費です。ここが所属しておる地区が川向地区で、そこの町内会費として５万円支出しております。

議　　長　　片岡議員。

４　番　議　員　　協議会という形で会をもっているというもんでなしに、単なる町内会費として毎年町内会費を毎年５万円納めているということですね。ちなみに、最後に一点だけ。ここの土地の所有権はこの組合が持ってるんですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　議員おっしゃるとおり組合の所有です。

４　番　議　員　　面積９千９００ぐらいあったかな。これは、設立当初からこの組合が所有しているということ。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　そのとおりです。

４　番　議　員　　はい、わかりました。

議　　長　　他に質疑はございませんか。質疑がなければ、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第４号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第２議案第５号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を伺います。

管　理　者　　議長。

議　　長　　管理者。

管　理　者　　失礼いたします。議案第５号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてご提案申し上げます。監査委員の選任同意を求める件につきましては、組合規約第９条により組合議会の同意を得て関係市の監査委員の中から選任するものとなっております。先般、洲本市の監査委員に新しく就任されました、

住所、洲本市五色町鳥飼浦２０５９番地１

上田昌孝氏、
生年月日、昭和２６年１２月２０日
の選任をいたしたく同意を求める次第でございます。何卒慎重なるご審議を賜りまして、ご同意をいただきますようよろしくお願いします。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第５号はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって本件はこれを同意することに決定いたしました。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。今定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。これにて、洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議ございませんので、これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会いたします。
閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。今期定例会における諸案件をとどこおりなく議了いたしましたことは、議員各位の慎重なるご審議の賜物でございます。厚くお礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のこととは存じますが、この上もなくご自愛いただきまして、当組合の運営にご尽力賜らんことをお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、副管理者より閉会のご挨拶を伺うことといたします。

副　管　理　者　　議長。

議　　長　　副管理者。

副　管　理　者　　閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

まず、この議会におきまして新しく片岡格副議長がご誕生されました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。本日ご提案申し上げました案件については、条例関係２件、令和元年度一般会計補正予算及び令和２年度一般会計予算でございました。また監査委員に洲本市の上田昌孝議員を選任いただきました。議員各位の慎重なるご審議に心より感謝を申し上げます。議員の皆様方におかれましては、これからも変わらぬご支援、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議　　長　　ありがとうございました。お疲れ様でした。

閉　会　　午前１１時１０分

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員